

日本共産党 やまね智史議員 2022年2月京都市会 代表質問と答弁の概要

2022年2月28日



伏見区選出のやまね智史です。私は京都市の来年度予算について、くらす共議員、赤阪仁議員とともに、日本共産党市会議員団を代表し質問します。

1、「行財政改革」は、福祉を削減するもの。市財政を悪化させる不要不急の大型事業の見直しを

まず初めに、京都市が進める「行財政改革計画」についてです。

コロナ禍で多くの市民・事業者のみなさんが困窮されるなか、すでに今年度予算で、市民の命・暮らしに直結する事業が数多く削られました。30代の乳がん検診廃止824万円、生活保護世帯の修学旅行援助金廃止173万円、私立高校教育奨励助成廃止3500万円、在宅心身障害児対策削減1751万円、京都ライトハウス運営補助削減1078万円、被災者住宅再建等支援制度廃止3億9843万円等々です。昨年秋には、学童保育や敬老乗車証の負担増も決められました。再来年には、市民税の独自減免も廃止しようとしています。加えて、来年度予算でも「国保料値上げ」「動物園をはじめとする公共施設の値上げ」「民間保育園で働くみなさんの賃金カット」につながる内容が盛り込まれ、市民負担増は来年度だけで64億円にのぼります。

市長が負担増を迫るのは、いずれも、生活困窮者、高齢者、障害者、被災者、子どもたちなど、最も支えを必要とする方々です。「一人も取り残さない」どころか、困難を抱えている方々に自己責任を押しつける最悪のやり方ではありませんか。

福祉施策を廃止し、住民サービスも減らす、職員も減らす、その一方で、コロナ禍においても進められてきた未だ温存されている事業がたくさんあります。私たちが何度も「可能な限り縮減すべき」と指摘した市役所庁舎再整備約370億円、「凍結」を求めた市立芸大移転整備約305億円などは、予定通り執行されています。学校統廃合に伴う、小中一貫校建設は約150億円です。さらに、堀川・油小路地下バイパストンネル計画は、総事業費約1200億円、北陸新幹線延伸計画にいたっては、総事業費約2兆1000億円以上、どちらも京都市の負担額は未だ不明です。いずれも、廃止・削減された福祉施策とはケタ違いの事業ばかりではありませんか。市長は数百万円、数千万円単位の福祉施策を削減する一方で、なぜ市財政を悪化させる大型事業を見直さないのですか。見直すべきは福祉施策ではなく、不要不急の大型事業のほうだと考えますがいかがですか。

【答弁→市長】 本市財政は、昭和の時代からの長きにわたり、歳入・歳出のそれぞれに構造的な課題を抱え、恒常的な収支不足に陥っている。

福祉については、国の制度が不十分であった時代から、高い水準の施策を全国に先がけて実施してきた。このことは、福祉や教育、子育て支援を初め市民生活の向上につなげるなど、大きな成果を上げてきたが、時代の変化に応じた見直し、一つ一つの施策の効果の検証や、新しいニーズへの対応ができてこなかったのも事実である。

一方、公共投資は、昭和の時代から他都市と比べて一貫して抑制的である。社会福祉などへの支出である民生費と道路をはじめとする都市基盤整備などへの支出である土木費のこの10年の累計比較では、他の指定都市平均に比べ、人口換算で民生費への支出が3,300億円程度多い一方で、土木費への支出は2,200億円程度少なくなっている。これを見ても、福祉施策が本市財政の収支に与える負担の大きさは明らかであり、大型の投資事業を見直せば福祉を見直さなくてよいという状況ではない。

行財政改革の目的は、将来に渡って、住民福祉の維持・向上のためのものであり、まずは行政の効率化を徹底して行ったうえで、福祉施策については持続可能なものとなるよう丁寧に検討し見直していく。

公共投資は、災害への対応を初め、市民生活の安心安全を守り、経済活動を支え、市民の皆様の豊かさの向上につなげるとともに、裾野の広い業界に関わり、景気の下支え・雇用の創出にも資するものである。

・福祉削減ではなく、福祉増進を。開発型新規事業を中止し、耐震化、マンパワー確保等へシフトチェンジすべき。

児童福祉センター・こころの健康増進センター・地域リハビリテーション推進センターの三施設一体化事業では、施設の新築工事費が48億円とされていますが、耐震改修だけなら1億円あまりで可能ということが、市当局の資料でも明らかとなりました。「財政が大変」なら、なぜ、今ある建物を大切に使用しないのでしょうか。児童福祉センターにおいては、「発達診断に1年以上待機状態」「児童福祉に関わるケースワーカーさんが足りない」など、マンパワーが足りないことこそ問題です。

①今こそ住民福祉の増進という自治体の原点に立ち、開発型の新規投資事業を中止し、予算の重点を耐震化や長寿命化、マンパワーの確保などにシフトチェンジすべきではありませんか。②総事業費70億円の鴨川東岸線第三工区についても、3年間凍結でなく、キツパリ中止することを提案します。いかがですか。

【答弁→市長】 「行財政改革計画」では、投資的経費の一般財源と市債発行額に上限を設けることで、将来負担を的確にコントロールすることとしており、今後も事業の費用対効果・緊急性を精査していく。

鴨川東岸線については、鴨川左岸の出町柳から十条通を4車線で結ぶ延長6,500mの都市計画道路であり、令和2年3月には、第2工区の供用を開始し、交通ネットワークの強化を図ってきたが、第3工区として残る塩小路通から九条通までの約700mの間が2車線であるため、ボトルネックとなっている。

道路は都市の骨格を形成し、港や空港を持たない本市にとって、その役割は大変重要であり、鴨川東岸線第3工区の整備についても、集中改革期間中の予算計上を見送っているが、市内の南北方向の円滑な交通の確保や災害時の物資輸送に資する道路として、将来の本市に必要不可欠な事業である。

今後、集中改革期間終了時の改革の進捗状況に応じて、予算計上の可否を再検討していく。

2、北陸新幹線延伸計画は中止し伏見の地下水を守れ

・市長の「地方負担の極小化」は根拠がない

北陸新幹線延伸計画について聞きます。

昨年12月、我が党がおこなった政府へのききとりでは、国土交通省は、京都市が求める「地方負担の極小化」について、「法のスキームからすると不可能」と断言しています。市長の言う「地方負担の極小化」など何の根拠もなく、自民党・公明党の与党プロジェクトチームが言う「2023年度着工」などということになれば、京都市財政の悪化は避けられないと考えますがいかがですか。

【答弁→鈴木副市長】 整備費用については、法律上、一義的には国と都道府県が負担すべきものとなっている。本市としても、これまでから地方負担軽減のための財政措置等を国に要望しており、引き続き、国土軸の重層化という国策上の大きなテーマであることを念頭に置きつつ、地方負担の極小化を強く訴えていく。

・過去の大規模工事でも水枯れ等が起きている。独自調査を行うべき

加えて私は、京都の自然環境、特に京都市の地場産業、市民生活に深くかかわる地下水を守るために質問します。

京都市においては、すでに過去の大規模トンネル工事でも、水枯れや地盤沈下等の被害が起り、地下水のポンプアップ、建物の建替工事が必要となる事態が発生してきました。

1976年11月2日、国会・衆院運輸委員会の議事録では、東海道新幹線の東山トンネルをめぐって、トンネルの西出口付近（東大路通・今熊野交差点東側）で地盤沈下が甚だしいこと、その因果関係・責任を国鉄が認め、被害を受けた住宅の家屋調査を行い全改築が必要であることが分かったということ、当時の国鉄施設局が「原因をよく調査した結果、これは京都市に正式回答した」として答弁しています。当時、井戸の水が枯れ、豆腐屋さんが深い水脈の井戸を掘りなおす、お風呂屋さんが井戸を掘りなおしたものの「水質が変わってしまった」などの証言も残されています。

また、2008年6月に供用開始された新十条通・稲荷山トンネルをめぐっては、建設時に近隣の滝や池の水枯れ、水量減少が発生し、現在も湧水をポンプアップし、6つの方面に人工的に水を流しており、京都市も阪神高速から、その施設を引き継いでいることが分かっています。

このように、①大規模トンネル工事による水枯れ、地盤沈下等の被害は、すでに京都市域で現実に起こってきたことですが、市長はこの事実をどう認識しているのですか。②また、これらの問題は、北陸新幹線延伸計画においても当然起こりうることであり、京都市独自でも地下水等の調査を行うべきと考えますがいかがですか。お答えください。

【答弁→鈴木副市長】 ①東海道新幹線等の事例に関しては、当時発生した事実に対し、各事業主体が適切に対処しているものと認識している。

②現在、福井・京都・大阪の2府1県において、事業主体である鉄道・運輸機構が、環境影響評価法に基づく調査を行っており、今後、同機構が必要十分な調査結果を得た上で「環境影響評価準備書」により、それらの結果を示すものと認識している。

また同法には、「国、地方公共団体、事業者及び国民は、環境影響評価の重要性を深く認識して、手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減すること」など、それぞれの立場で努めることが明記されている。

環境影響評価法に基づく調査は、事業を実施しようとする者が、その責任と費用で実施すべきものであり、本市は2府1県の他の市町村と同様に、市町村長の意見を取りまとめる知事からの求めに応じて意見を適切に述べる立場にあるものである。

・伏見の地下水への悪影響は、「あってはならない」との立場に立つべき

2017年7月には、伏見の酒造関係者から京都市に「北陸新幹線のルート設定に係る要望書」が提出されています。そのなかでは、「酒造業者にとって、地下水の保存、水質の維持は、非常に重要な課題」「常時地下水の分析を行いながら品質に変化がないことを確認している」「古くは昭和3年の旧奈良電鉄の地下鉄計画に対して、地下水に与える影響を調査し科学的な資料を持って、高架軌道へ変更していただいた経緯もある」、これは現在の近鉄桃山御陵前駅付近の話です。「近年でも伏見地区での地下工事を伴う建築計画には、事前に設計者や施工者と協議し、地下水に影響を及ぼさない工事を要請してきた」ことが紹介されています。伏見の地下水は、そうした先人のみなさん、現在の酒造関係者のみなさんのたゆまぬ努力によって受け継がれているものであり、新幹線計画によって悪影響が出ることは絶対に許されません。

また、要望書では、「伏見の酒蔵が使用している井戸の深度は40m～100mで、想定される新幹線のトンネルの深度（40m以上）とほぼ一致する」ことも指摘されています。現在、ルート選定については「伏見区の酒造エリアは回避」とされていますが、その「酒造エリア」が具体的にどの場所を指すのかは何も明らかにされておられません。

私も参加した2019年12月の伏見区での地元説明会では、酒造関係者の方も発言され、「仕事上心配がつかない」「京都市を縦断するというのはものすごい構想だ。調査の結果として、やらないということはあるのか。そうなれば安心だ」「エリアを避けるだけでは不安。水脈が断たれることは、距離が離れていても起こりうる」と指摘されていました。

ところが、2020年3月6日に京都市長が知事宛に提出した「意見」では、「環境影響をできる限り、回避、低減するとともに、地形及び地質や土地利用の状況等にも配慮すること」という内容にとどまっています。「できる限り」ということは、場合によっては「地下水へ影響が出る」ことを否定されていないということではありませんか。そのような立場で、北陸新幹線延伸計画に固執するのは、あまりに無責任です。

伏見の地下水が関わっているのは、酒蔵だけではありません。伏見区には、御香宮神社、城南宮、藤森神社、大黒寺、長建寺など寺社仏閣をはじめ、数々の名水スポットが存在し、伏見の地下水は宗教的行事や市民生活で大きな役割を果たしているのです。①地下水への悪影響は「できる限り低減」でなく、「絶対にあってはならない」という立場に立つべきと考えますがいかがですか。②巨額の財政負担、自然環境・生活環境の破壊、さらに、地場産業を破壊する可能性がある「北陸新幹線の延伸計画」は中止・撤回を求めるべきではありませんか。お答え下さい。

【答弁→鈴木副市長】 ①本市においては、これまでから京都市環境影響評価審査会で専門家の先生方の御意見もお聞きした上で、京都府知事に対し、自然環境や生活環境への影響が可能な限り回避・低減されるよう求める意見書を提出している。

地下水についても、十分な調査と環境影響の適切な予測・評価を求めてきたところである。

②今後も法の規定に則り、「準備書」が公表された段階で、専門家の先生方の御意見を頂戴しながら、地下水をはじめ、文化財、都市機能、建設発生土砂の処理等の観点からしっかりと意見を述べるなど適切に対応していく。

3、大岩山の産廃撤去、情報公開、土砂条例の強化を

次に、伏見区・大岩山の安全対策について聞きます。土砂崩落が起こる1年以上前(2017年7月以降)、市民の方から「大量のトラックが残土を積んで走っている。コンクリートの塊などもある」など何度も通報が寄せられていたことは、市当局も認めています。我々、共産党議員団も市議会でくり返し指摘し、2018年7月豪雨で崩落した際、小栗栖地域への土石流が発生した直後には、現地で、多くのプラスチックや陶器などの産廃が混じっていることを確認しています。にもかかわらず、京都市は「是正工事のため」という業者の言い分をそのままに、土砂を持ち込ませていました。なぜ、違法に産廃を含む土砂が持ち込まれ続けたのか、なぜ土砂の崩落を未然に防げなかったのか、なぜ是正工事が遅れたのか、この数年間の「京都市の指導内容」を、いま検証する必要があるのではないのでしょうか。

これまで京都市は、大岩山の斜面に持ち込まれた土砂について、「総体として土砂だから問題ない」としてきましたが、今年1月13日のまちづくり委員会、1月18日の文化環境委員会では、「コンクリートガラや木屑」などの産廃が含まれ、それを選別・搬出していること、その理由として「是正工事にあたって異物は取り除いたほうが適切に工事できるとの業者判断」があったこと、現場では市として、産廃搬出のためのマニフェストを確認していることを認める答弁がありました。ところが、大岩山に持ち込まれた産廃の量、搬出した産廃の量、事業者への指導内容については、「業者との信頼関係」などを理由に「答えられない」「資料は出せない」との一点張りです。産廃を含む土砂の違法な持ち込みが、土砂崩落・土石流という重大事態につながっているにもかかわらず、重要な情報を隠し続けるなど許されません。

熱海市では、昨年7月3日の災害から3カ月半後(10月18日)には、「森林伐採」「宅地造成」「太陽光発電施設の設置」「産廃の放置」「土砂の投棄」など、それぞれの問題ごとに、「市がどんな事実を確認したのか」「関係者への事情聴取や指導の内容」などの経過を詳細に公表しています。①京都市も大岩山に持ち込まれてきた産廃の量、搬出した量、この数年の事業者への指導内容とその経過について、市民のみなさんに公開すべきです。市民の命に関わる問題であり、長期に渡って解決していない問題でもあります。これが明らかにできないなら、京都市は、市民の命より事業者の利益を優先する立場と見られても仕方ないと考えますが、いかがでしょうか。②そして、大岩山の安全対策については、根本的には、地元のみならずも望んでおられる「違法に持ち込まれた土砂・産廃の全量撤去」しかないと考えますが、いかがですか。お答え下さい。

③また、建設残土や産廃は規制の緩い自治体に持ち込まれるのが常識となっています。現在、国において盛土行為を許可制にすることなどが検討されていますが、今こそ国に、建設残土規制法あるいは建設残土処理適正化法など、法規制を迫るとともに、京都市自らが、市の土砂条例を強化すべきです。「許可対象を宅地造成等規制法と同じ500平米(m²)以上に設定すること」「公共工事の例外規定をなくすこと」「展開検査について後で検証できるよう土砂の写真添付を義務付けること」など、市の土砂条例を早急に改正すべきと考えますが、いかがですか。以上、まずここまでの答弁を求めます。

【答弁→鈴木副市長】 ①大岩山の斜面に持ち込まれたものは、本市が現地において、平成29

年7月以降、約40回にわたり調査を行った結果、少量のがれき類が混じっているものの、「総体として土砂」とであると判断し、廃棄物処理法としての指導ではなく、宅地造成等規制法に基づく指導を行ってきたものである。

なお、今回、切土・盛土など斜面の成形工事を行う際、部分的に含まれていたがれき類等については、施工業者が手作業で分別したうえで、廃棄物として適切に処分しており、これによる廃棄物の搬出量はダンプ約100台、約2,000立米(m³)になることを既にお示ししている。

また、大岩山の恒久的な安全対策について、宅造法の技術基準に適合する斜面の成形が完了しており、斜面の安定化が図られると考えている。

②仮に、搬入された土砂を全量撤去するとした場合、大岩山の原地形である山肌が露出し、部分的に急勾配の不安定な斜面となり、大掛かりで人工的な対策工事を追加する必要が生じるだけでなく、森林回復が見込めない土地となる。そのため、是正工事での対応が安全で最適な方法であると判断している。

今後、現地の安全確保に向け残工事を進め、全ての工事を本年3月末に完了するよう引き続き指導していく。

こうした指導内容や是正工事の進捗状況については、適宜、お知らせチラシを作成の上、地元の方で説明するなど、丁寧な周知に努めてきた。

③なお、土砂条例については、京都府の土砂条例と同等の規制内容であり、土砂の広域移動に対応する観点から適正なものと考えている。

また現在、国においては、静岡県熱海市の土石流被害を受けて、新たな法制度により、危険な盛土造成等を規制するための全国一律のルールを創設し、規制を強化する取組を進めており、本市においても、国の新たな法制度を注視し、必要な場合は、速やかに対応していけるよう進めていく。

【やまね】

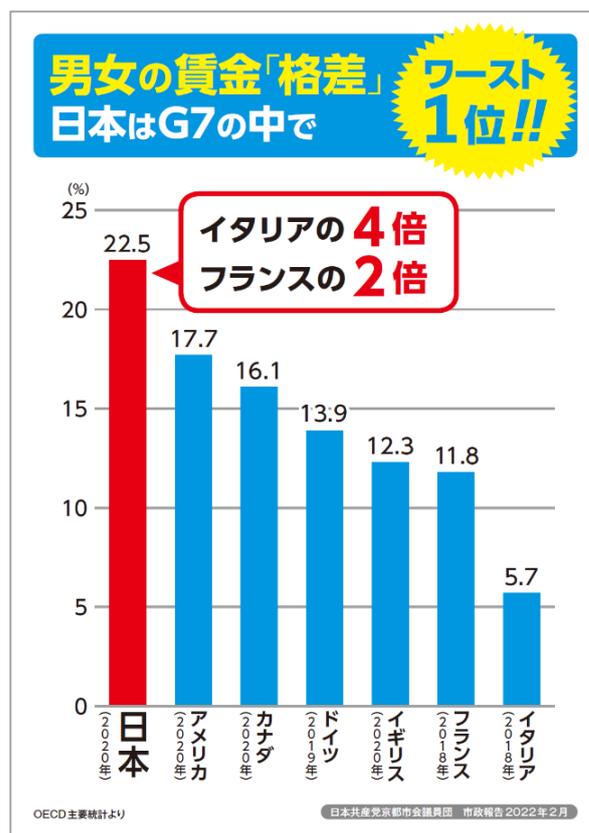
過去の大型事業が、市財政を圧迫させた要因の一つであるのは、京都市も認めていることであるにもかかわらず、これからも同じ失敗をくり返そうとしていることに、驚きと怒りを禁じえません。開発型の大型事業にメスを入れることこそ必要だと、重ねて指摘しておきます。

4、ジェンダー平等の実現へ、非正規労働の市長の認識は。

・非正規の女性が、雇用の調整弁として使われている

次に、ジェンダー平等社会の実現について、市長の認識をお聞きします。

世界経済フォーラムが発表する「ジェンダーギャップ指数」で、日本は2021年に156か国中120位となりました。ここで、パネルをご覧ください。①とりわけ深刻なのが、男女の賃金格差の問題です。日本の男女の賃金格差は、G7で毎年ワースト1位、フランスの2倍、イタリアの4倍という状況です。もう一つご覧ください。こちらは京都の状況です。②京都でも女性の賃金は男性の7割という水準です。このような中で、非正規労働者として働く女性のみなさんが、コロナ禍で大きな困難に直面し、私どものところに、以下紹介する相談が、多数寄せられています。



ビジネスホテルで契約社員として働いてこられた50代女性は、「従業員教育も含め、長年会社のためにがんばってきたのに、今月で辞めてくれと言われた。このままでは悔しくて仕方ない」と訴えられました。

登録型ヘルパーとして働く70代女性は、コロナの影響もあり利用者の方から「感染が心配なのでお休みします」と言われることが増え、仕事が激減。「登録型派遣」「登録型ヘルパー」の場合、「仕事が入った時だけ」という契約になっていると休業手当が出ないとされ、厳しい状況に置かれています。

外国人観光客の着付けやメイク等の仕事を、非正規でされていた30代女性は、観光客激減でお店が休業。休業手当は月数万円出ていたものの、年度末に雇い止めにあいました。DVの夫と別居するためアパートを借り、小さな子どもを抱えながら離婚に向け動いている中で、途端に生活困窮に直面されました。

派遣会社を通じて娯楽施設で働いていた30代女性は、「コロナの影響で2020年4月～12月に店が休業」となりました。ところが、「派遣会社から休業手当が出たのは4月～5月分のみ」、会社に理由をたずねると「6月以降は退職になっている」と、勝手に退職扱いにされていたとのこと。にもかかわらず、翌年1月になると、再び派遣会社から連絡があり、「店が再開したので、また働いてほしい」と言われたそうです。まさに、女性が雇用の調整弁にされている実態があります。

総務省の「労働力調査(2020年)」では、飲食業で約176万人、生活娯楽関連で79万人、宿泊業で約53万人、女性の非正規労働者が減少したとされていますが、いずれも男性と比べ、女性が大きな割合となっています。

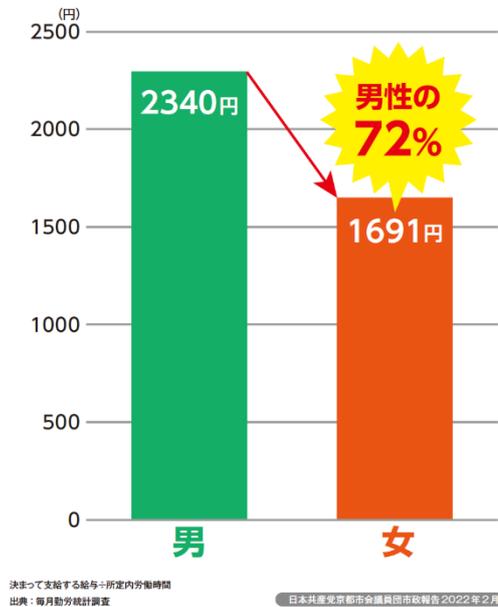
観光関連では、雇用の8割を非正規労働者が支え、そのうち女性が9割を占めています。非正規雇用の割合が他都市よりも高い京都市においては、より一層事態は深刻であり、非正規労働者の暮らしを支えることが、ジェンダー平等の観点からも極めて重要と考えます。①市長は、コロナ禍で非正規労働者として働く女性のみなさんが、雇用の調整弁として利用されている実態をどう受け止め、どう解決しようとしているのでしょうか。②現実には多くの方が、今ある制度も使えず泣き寝入りしているではありませんか。例えば、地下鉄構内には、マイナンバーの広告が大量に出されていますが、いま必要なのは、困っている人を救うための呼びかけです。京都市として京都府や労働局とも連携し、非正規雇用労働者のみなさんが使える支援制度の周知について、その規模を抜本的に拡大すべきではありませんか。お答え下さい。

③全労連女性部が2021年3月5日に発表した「女性労働者の労働実態及び男女平等・健康実態調査」と「妊娠・出産・育児に関する実態調査」の結果では、女性が非正規雇用を選んだ理由の過半数が、「子育て、介護のため」とされています。また、妊娠等で仕事を辞めた経験は、正規の方は「ある」という方が1割未満ですが、非正規の場合は6割にのぼっています。これらの調査結果は、女性が社会的に家事・育児・介護を押し付けられ、非正規雇用を選ばざるを得ない実態があることを示しており、「自ら望んで非正規を選んでいる」と、女性に責任を押しつけるような議論は許されないと考えますが、市長の認識はいかがでしょうか。

そもそも、戦前には、人貸し業が横行し、ひどい中間搾取やピンハネが行われ、労働者は無権利状態に置かれていました。この反省に立って、戦後の労働法制は、賃金をピンハネする労働者供給事業や有料職業紹介を罰則付きで禁止し、直接雇用を原則としてきました。ところが、1986年に一部専門業種で労働者派遣が解禁され、1999年には労働者派遣が原則自由化されました。以来、派遣労働者が激増し、低賃金の雇用の調整弁として扱われてきました。市長、労働者派遣法での原則自由化が、雇用の非正規化、不安定化を広げ、貧困と格差を広げたという認識はありますか。

④京都市が「正規雇用拡大」を目指すなら、「派遣労働は臨時的・一時的な業務に限定し、1年を超えれば直接雇用に転換できる法改正」を国に求めるべきと考えますがいかがですか。お答え下さい。

京都府の男女別給与の1時間平均 (2020年度)



【答弁→吉田副市長】 ①新型コロナウイルス感染症の拡大により、飲食・宿泊などのサービス業が大きな打撃を受けていることから、その産業で働いている割合が多い非正規雇用の女性が、特に影響を受けていると内閣府の「男女共同参画白書」でも、指摘されているところである。

非正規雇用については、多様で柔軟な働き方のニーズに応えるという面もあるが、「不本意の非正規雇用」という課題や、男女間の賃金格差の一因になっているとも言われている。

本市では、この間、コロナ禍で厳しい雇用環境にある女性に対し、国、京都府、経済団体、労働界等関係機関と連携しながら、オール京都体制で、女性の学び直しや再就職支援の実施、京都勤労者学園等における資格取得支援講座の開催などに取り組んできた。

②令和4年度においては、コロナ禍で様々な不安や困難を抱える女性に寄り添った支援を拡充するとともに新たに就業支援にも取り組み、ホームページやSNS等で、その周知に努めていく。

③さらに、第5次京都市男女共同参画計画では、性別にとらわれることなく、自らの希望に基づき、仕事、家庭生活などのライフスタイルに応じた生き方、働き方を選べる社会の実現を目指すため、「雇用における男女の均等な機会と待遇の確保」を掲げ、募集・採用における性別による不利な取扱いの是正や非正規雇用労働者の処遇改善等に向けて、オール京都体制で企業等を対象に広報や研修を実施するなど、取組を進めている。

また、「働き方改革関連法」が施行され、正規雇用労働者と非正規雇用労働者や派遣労働者の不合理な待遇差を是正する「同一労働同一賃金」の実現のための規定が、令和3年4月からは中小企業にも適用されるなど、全国的に取組が進められている。

④なお、国に対しては、非正規雇用労働者など不安定な立場にある方への支援措置などセーフティネットを充実させることを、京都府及び労働者団体並びに使用者団体とともに、要望をしている。

・就活セクハラを根絶を

「就活セクハラ」が社会問題となっています。昨年4月30日に厚生労働省が発表した「職場のハラスメントに関する実態調査報告書」では、2017年度～19年度に卒業した学生のうち、4人に1人が就職活動中やインターン中に、何らかのセクハラを受けていたとのことです。被害内容は、「性的な冗談やからかい40・4%」「食事やデートへの執拗な誘い27・5%」「性的な事実関係に関する質問26・3%」「不必要な身体接触16・1%」などで、被害を受けた後「何もしなかった」人が24・7%で最も多く、その理由として47・6%が「何をしても解決にならないと思ったから」と答えています。

2019年6月、ILOで採択された「労働の世界における暴力とハラスメント禁止条約」では、ハラスメントの「全面禁止」を求め、その対象も「職場に関わる人全般」と幅広いものとなっていますが、この条約を日本は批准できておらず、国連からは「禁止規定と適切な制裁措置を盛り込んだ法整備」について勧告を受けています。

2020年6月に施行された「女性活躍・ハラスメント規制法」では、企業に就業規則でパワハラを禁止し、相談窓口設置が義務付けられたものの、その保護対象はあくまで従業員で、雇用関係にないとされる就活生やインターン生、教育実習生、フリーランスの方などへの防止策の義務付けは見送られています。

そこでお聞きします。①「大学のまち・学生のまち」京都市の市長として、「学生のみなさんを守る」「就活セクハラは絶対に許さない」との立場を対外的に発信するとともに、京都市として就活セクハラの実態調査と相談窓口設置を行うべきではありませんか。②また、企業に対し「全ての採用説明会で就活生に対し、リクルート活動の約束ごとを説明する」よう求めるとともに、国に対し、ILOの「労働の世界における暴力とハラスメント禁止条約」を批准すること、「セクハラ禁止規定と制裁措置を明確に盛り込んだ法整備」を求めるべきではありませんか。答弁を求めます。

【答弁→吉田副市長】 ①就職活動中の学生に対するセクシュアルハラスメントは、事業主という優越的な関係を背景とした性的な言動によって、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける人権に関わる許されない行為である。

また、セクシュアルハラスメントを行った従業員個人に法的責任が問われるだけでなく、事業主も、使用者責任を問われ、企業の社会的評価にも大きな影響を及ぼすことになる。

②本市においては、令和2年7月以降、就活ハラスメントの防止対策の強化を国に要望してお

り、国においても、就活等セクハラをはじめ、ハラスメントに関する実態調査が実施されたところであり、京都労働局にも相談窓口が設置されている。

この相談窓口では、専門性をいかしながら、制度の説明やトラブルの解決援助、防止に向けた事業主への援助等を行っており、本市では、学生向けアプリ「KYO - DENT」を活用し、広く学生に相談窓口を周知するとともに、ウイングス京都の情報発信機能をいかし、市民や事業主をはじめ、多くの皆様への啓発に努めている。

また、令和3年12月には、京都労働局や京都府と連携し、経済団体に対し、採用活動のハラスメント防止対策の徹底を要請するなど、オール京都で就活ハラスメントの防止対策に取り組んでいるところである。

今後も、「各種ハラスメント防止対策の推進」を掲げた「第5次京都市男女共同参画計画」を着実に推進し、また、市民や事業者をはじめ、各種関係機関と連携するとともに、市民ひとりひとりが、性別にかかわらず個人として尊重され、様々な分野でいきいきと活動することができる社会の実現に向けて取り組んでいく。

なお、ILO条約の批准と関連法整備については、国において、ハラスメント防止対策の強化とあわせて、国内法制との整合性の検討を進めていくと承知している。

5、学生への生活支援、独自補助制度の実施を

学生生活への支援について聞きます。

困窮する学生さんへの食材支援活動は、我々が確認できた範囲でも京都府内138カ所で行きまされ、のべ1万2000人の方が参加されています。伏見区の取り組みでは、地元の農家・八百屋さんがお米や野菜を、ドラッグストアさんが生理用品を安く提供され、中国語を話せる飲食店の方が留学生をサポートするなどの協力をされていました。

また、大学独自で「学生・地域応援食事クーポン」を配布した龍谷大学のホームページには、「日常生活に困窮する学生だけでなく、経済的なダメージを受けた飲食店にも視野を広げ、学生への食支援、地域経済の活性化、将来的な学生街の形成や地域社会と協働した大学づくりをめざす」とありました。

市長、今こそ、コロナ禍で学生支援に取り組むみなさんと力を合わせるべきではありませんか。全国でも、困窮する学生さんと売上が落ち込んだ地元農家や事業者のみなさんを支援するねらいで、地元特産品を学生に配布する取組や給付金などが、数多くの自治体で実施されています。

昨年9月市会の市長総括質疑では、「1人あたり1万円給付であれば15億円になる」として、京都市が学生生活を直接支援することについて、否定的な答弁がありました。しかし、大学のまち・学生のまちを標榜する京都市で、市内人口の1割を占める学生さんに対して、まともな生活支援策がないことこそ問題ではないでしょうか。京都市の予算の中に、学生の生活支援をしっかりと位置づけ具体化することが必要です。

そこでお聞きます。国に対し、高すぎる学費の半減を緊急に求めるとともに、市独自でも給付金を検討すべきではありませんか。少なくとも、食材支援など、学生支援の取組をおこなっている市民・事業者・団体・大学のみなさんへの補助を検討し、京都市自身が学生生活を支える責任を果たすべきではありませんか。答弁を求めます。

【答弁→総合企画局長】 多くの学生さんが感染拡大防止に努めながら、学生生活を送られており、安心して学ぶ環境を確保することは、重要であると認識している。

本市では、国や京都府等と連携・補完しながら、様々な取組を進めてきた。

京都で学ばれる約15万人の学生さんのおよそ4分の3は、京都府外から来られており、また、京都の高校生の約半数は府外の大学に進学されるなど、自治体の区域を越えた進学状況を踏まえれば、奨学金等の直接的な経済的支援については、規模や公平性の観点から、国において統一的に対応する必要があると考えている。

このため、本市では、国に対し学生さんへの経済的支援の充実を重ねて要望しており、国の来年度予算案では、給付型奨学金や授業料減免の予算額が、前年度からおよそ400億円増額され約5,200億円が計上されている。これは本市の学生数を基に試算すると、前年度から20億円増の260億円規模の支援となる。

また、コロナ禍により厳しい状況にある学生さんの学びを継続するため1人当たり10万円を

支給する緊急給付金も昨年 12 月から開始されている。

さらに、大学等が独自に取り組む食材配布等への支援も日本学生支援機構や京都府において実施されてきたところである。

本市としては、これら各種支援策の積極的な周知に努めるとともに、京都で学ぶ学生さんが充実した学生生活を送れるよう、これまでから、各大学におけるオンライン授業の実施やコミュニティ形成等への支援、大学間連携によるワクチン職域接種の仕組みの構築やコロナ禍における制限の中でも、主体的に活動される学生さんの後押しなどに取り組んでいるところである。

引き続き、各大学や関係機関とも連携し 学生支援の取組を進めていく。

6、伏見工業高校跡地は、計画策定前に地元住民の声を聞くべき。地元住民が使える公共施設に。【要望】

最後に、伏見工業高校の跡地活用について要望します。

昨年8月、京都市は伏見工業高校跡地を「売却も含めた活用方法の検討を進める市有地」として発表しました。このことに、「地元の声も聞かず売却を検討するなどひどい」「京都市はお金のことしか考えていないのか」と怒りの声が寄せられています。

砂川地域にお住まいの方が、市議会へ提出された陳情書では、伏見区北部には住民交流の公的施設がないことから、「子どもから高齢者まで気軽に使える市民文化スポーツセンターを造ること」「跡地活用について地元住民の意見を聴く機会を作ること」を求めておられます。

また、伏見稲荷大社からほど近いこの場所は、コロナ収束後は、観光客がたくさん戻る可能性もあります。防災の専門家からは、「新しくできた京都奏和高校は、2358人収容の指定避難場所となっているが、これまでも多数の観光客が訪れている時に大規模災害が起これば逃げ場がなかった。伏見工業高校跡地は、都市の中のオープンスペースとして、防災の拠点として活用すべき」との声も寄せられています。

災害対策を強化し、地域住民の福祉向上を図ることが、京都市の役割です。伏見工業高校の跡地については、「売却も含めた活用方法の検討」はストップをして、活用計画を策定する前に、まず、地元のみなさんの声を聞く機会を持つよう強く要望し、私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。